

生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百二十二号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十八条の五の規定に基づき、生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法（平成二十六年厚生労働省告示第二百二十四号）の一部を次の表のように改正し、令和六年十月一日から適用する。ただし、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者が、就労自立給付金（同項に規定する就労自立給付金をいう。以下同じ。）の支給を受けようとする被保護者（同法第六条第一項に規定する被保護者をいう。）が保護を必要としなくなったと認めた日が属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）が令和六年九月以前である場合における、当該被保護者に係る就労自立給付金の算定方法については、なお従前の例による。

令和六年六月十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後

生活保護法施行規則第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法は、次の各号に掲げる額のいずれか低い額を算定する方法とする。

一 イに掲げる額にロに掲げる額を加えた額(その額が三万円(単身の世帯にあつては、二万円)を下回る場合には、三万円(単身の世帯にあつては、二万円))

イ 生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者が、就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者が保護を必要としなくなったと認められた日が属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月。以下「廃止月」という。)から起算して前六月の期間(当該期間中に法第二十六条の規定により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって保護を停止した月を除く。以下「

改正前

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十八条の五の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法は、生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。)第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者が、就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者が保護を必要としなくなったと認められた日が属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)から起算して前六月の期間(当該期間中に法第二十六条の規定により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって保護を停止した月を除く。)における被保護者の属する世帯の就労による収入(法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が、当該世帯に係る就労による収入として認定したものに限り、勤労に伴う必要経費として認定した額を除く。)の額に百分の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に三万円(単身の世帯にあつては、二万円)を加えた額又は十五万円(単身の世帯にあつては、十万円)のいずれか低い額を算定する方法とする。

(新設)

算定対象期間」という。)の各月における被保護者の属する世帯の就労による収入(法第十九条第四項に規定する保護の実施機関が当該世帯に係る就労による収入として認定したものに限り、当該保護の実施機関が勤労に伴う必要経費として認定したものを除く。以下「就労収入」という。)を合算した額に百分の十を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

ロ 五万円(単身の世帯にあつては、四万円)から、算定対象期間において最初に就労収入があつた月の翌月から廃止月までの月数に七千五百円を乗じて得た額を減じて得た額

十五万円(単身の世帯にあつては、十万円)

(新設)